

ステップアップ 畜産！

西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）
〒370-0074 高崎市下小島町 233
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

～記事～

- ★定期報告書の提出をお願いします！
- ★国内における鳥インフルエンザ発生状況について
- ★令和3年度家さんの飼養衛生管理一斉点検の結果について
- ★埋却地の事前確認のご協力について
- ★世界と日本のアニマルウェルフェアの状況
ー農水省が指針策定を明言ー
- ★ロシアのウクライナ侵攻は日本の畜産業界にどう影響するか
ー有機肥料の利用促進が課題ー

★定期報告書の提出をお願いします！

全ての家畜の所有者は、頭羽数及び目的にかかわらず報告の義務があります。未提出の方は期限内の報告をお願いいたします。

提出期限 令和4年3月18日



(戸)

また、右の表は昨年2月時点の報告があった、西部管内市町村別の主な家畜を飼養する農場戸数です。年1回の皆様からの報告は、各地域における家畜の飼養状況を把握し、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザなどの発生予防や、発生時における迅速なまん延防止対策を図る重要な情報となります。

市町村	牛		豚	鶏		うずら
	乳用	肉用		採卵	肉用	
高崎市	26	35	22	45	10	5
安中市	11	18	12	12	1	0
藤岡市	6	8	6	11	3	0
上野村	0	0	1	1	0	0
富岡市	4	16	10	13	3	1
下仁田町	4	1	0	10	0	0
南牧村	0	0	1	3	0	0
甘楽町	7	4	3	4	0	0
神流町	0	0	0	2	0	0
西部計	58	82	55	101	17	6

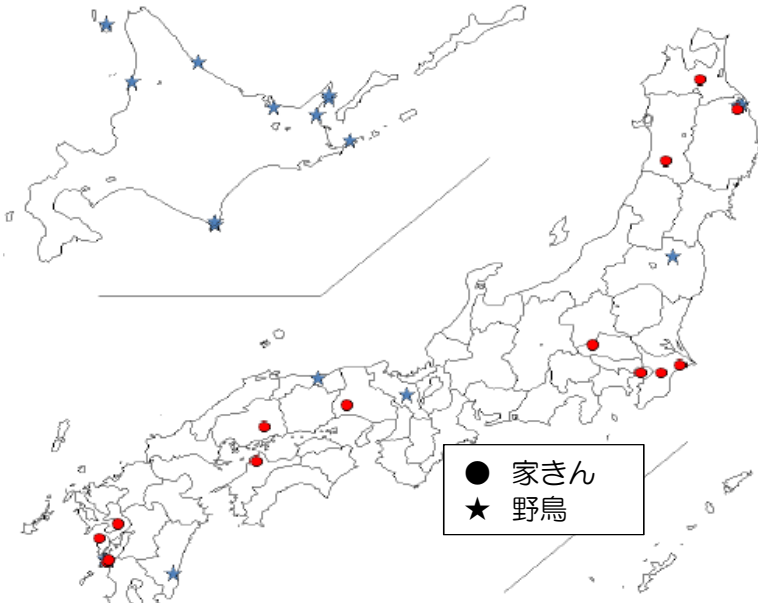
※採卵鶏は101戸のうち80戸が愛玩等の小規模です

畜産業を営む農家数は年々減少傾向にあります。生産者、関係者及び家畜保健衛生所等一丸となって、畜産業の課題に取り組んでいきたいと思っております。

★国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について

今季の日本国内における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生数は、現在までに家きん農場において 10 県 16 事例、野鳥では 7 道府県 47 事例確認されています。（令和 4 年 3 月 4 日時点）

渡り鳥の北帰りにより、ウイルスの動きも拡大し、カモ類以外のカラスやハヤブサなど留鳥で感染が確認されています。今後、関東以北のウイルス量はますます高くなると予想されますので、畜舎内にウイルスを持ち込まないよう、野生動物対策を講じると共に長靴の履き替えや手指消毒の徹底をお願いします。



用途	発生件数	処分羽数
採卵鶏	9	約 75 万羽
肉用鶏（種鶏含）	5	約 30 万羽
アヒル	2	約 6100 羽

カラスやハヤブサなどにも感染！

注) 日本の留鳥からウイルスが検出されています



今季 HPAI 発生農場における疫学調査から推察されたウイルス侵入要因

- ・農場周囲での野生動物の確認
- ・鶏舎等への侵入可能な隙間の確認（金網や防鳥ネットの破損など）
- ・鶏舎内での小動物の痕跡確認

野生動物による持込

- ・長靴の履き替えの不備
- ・手指消毒・手袋交換の不備

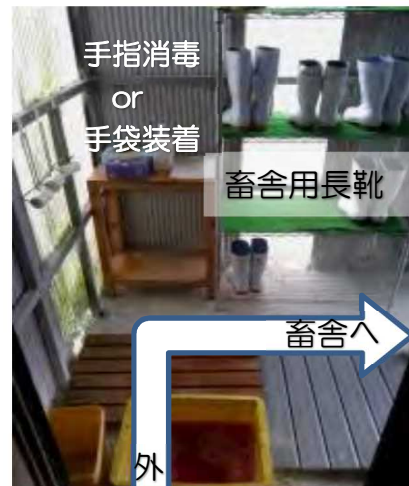
鶏舎内への人為的持込

鶏舎専用長靴の履き替え等の例



【前室なし】

- ・入口の横に消石灰を入れた長靴 Box を設置、中に舎内専用長靴を保管
- ・入口敷居を境界として長靴を履き替え
- ・手指用アルコールスプレーの設置



【前室有り】

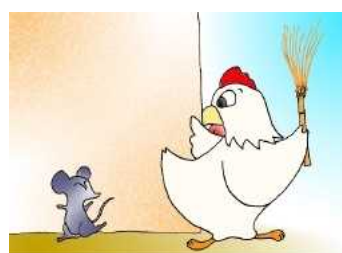
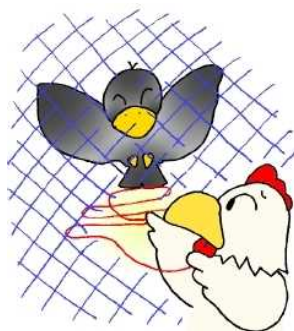
- ・舎内用長靴と外用靴が交差しないようスノコ等で区分け
- ・ここで手指消毒や専用手袋を装着

ご自身の農場を守るため、今一度管理の再確認をお願いします。

★令和3年度家きんの飼養衛生管理の一斉点検の結果について

毎月行っている飼養衛生管理にかかる一斉点検について 1 月時点で群馬県は、野生動物侵入防止のためのネット等の設置について遵守率が全国最下位という結果になってしまいました。そのほとんどが堆肥舎におけるネット等の未設置です。堆肥舎は野生動物を誘引しやすく、農場内へウイルスを持ち込むリスクが高いため、野生動物と直接接触し合わないような工夫を早急をお願いします。

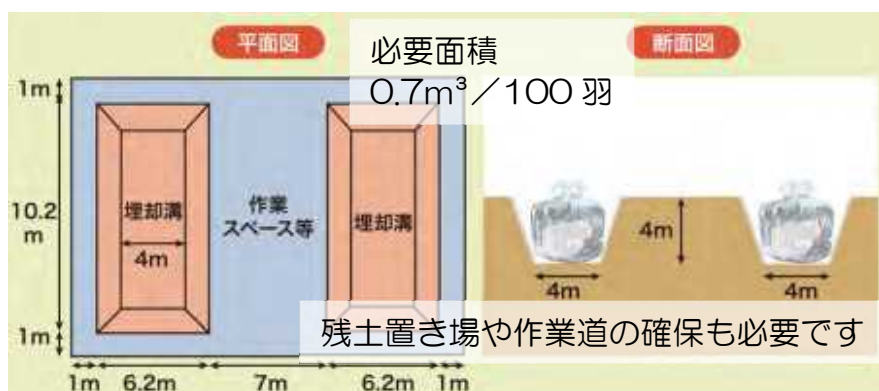
家きん農場における飼養衛生管理の自己点検結果（1 月点検）		
項目	群馬県の遵守率	全国の遵守率
家きん舎に立ち入る者の手指消毒	99.4%	99.6%
家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	99.4%	99.1%
野生動物侵入防止のためのネットの設置・点検・修繕	87.2%	98.8%



★埋却地の事前確認のご協力について

特定家畜伝染病（家きんにおいては HPAI 等）が発生した場合、処分家畜等の汚染物は準備いただいている埋却地に埋却することとなっています。しかし、埋却地が山林や狭小地であるなど、埋却地周囲の状況により掘削作業が困難と考えられる事例があります。そこで、家保では道幅や周囲の状況について、専門の関係機関の協力ののもと、掘削可能かどうか、搬入重機の大きさについて等を現地確認させていただいております。今後、調査協力について依頼する場合がありますので、御協力をお願いいたします。また、すでに実施にご協力いただいている農場については重ねて御礼申し上げます。

埋却地については、すぐに掘削可能な状態でご準備いただきますようお願いいたします。



主に使用する重機幅は3m弱。
(小型重機は深く掘れず、時間を要する)

★世界と日本のアニマルウェルフェアの状況

—農水省が指針策定を明言—

国際獣疫事務局（OIE）はアニマルウェルフェア（Animal Welfare）を「動物の生活とその死に関わる環境と関連する動物の身体的・心的状態」と定義し、「5つの自由」を指針としています。

—5つの自由—

- 1 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- 2 恐怖及び苦悩からの自由
- 3 物理的、熱の不快感からの自由
- 4 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- 5 通常の行動様式を発現する自由

OIEはアニマルウェルフェアの世界的なガイドラインを策定・勧告しており（下の表参照）、それに基づき、ヨーロッパはEU指令としてアニマルウェルフェアに基づく飼養管理の方法を規定、アメリカ、カナダ、オーストラリア等では州法による取組や生産者団体等が独自にガイドラインを設定するなど、それぞれがアニマルウェルフェアの向上に取り組んでいます。



日本では「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年）」、同法に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準（環境省）」や「動物の殺処分方法に関する指針（環境省）」が一般原則として定められており、民間の畜産技術協会がまとめた「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」が基本的な考え方となっています。農水省は、アニマルウェルフェアの考え方を踏まえた飼養管理

の普及と飼養者との相互理解を深めるため、令和4年1月27日「第1回アニマルウェルフェアに関する意見交換会」を開催し、その中で全畜種対象の指針の策定を明らかにしました（時期未定）。

OIEの陸生動物衛生規約で採択された畜種ごとの指針内容と採択した年
肉用牛：暑熱・寒冷ストレスの回避、去勢・除角の手順等（2013年）
ブロイラー：温度環境、照明、空気の質、飼養密度の確保等（2013年）
乳用牛：暑熱・寒冷ストレスの回避、去勢・除角の手順等（2015年）
使役馬：馬具の取扱い、適切な労働負荷等（2016年）
豚：温度環境、空気の質、去勢・断尾の手順等（2018年）
採卵鶏：今後作成の見込み

アニマルウェルフェアは、家畜への愛着と愛情をもった管理をすることが重要になります。そして、ストレス低減による疾病減少等は安全安心な畜産物の生産性向上につながります。



『アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針（農水HP）』

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html

★ロシアのウクライナ侵攻は日本の畜産業界にどう影響するか —有機肥料の利用促進が課題—

日本における肥料の市場規模は約 4000 億円で、化学肥料は原料の大半を輸入に依存しているため、その価格は国際的な需給動向に左右されます。塩化カリウムは輸入量全体の 65% をカナダ、次いで 12% をベラルーシ、11% をロシアから調達しており（財務省貿易統計より 2019 年 7 月～2020 年 6 月）、その原料となるカリ鉱石は、カナダ、ロシア、ベラルーシ、中国の 4 か国で世界の 8 割を生産しています（2019 年）。したがって、現在の情勢が長期化し、ロシアやベラルーシからの輸入がストップした場合、日本をはじめ世界的に塩化カリの含まれる化学肥料の生産量減少や価格の高騰がおこる可能性があります。

そこで、国内で調達可能で安価な産業副産物原料をより一層有効利用する必要が出てきます。家畜ふん堆肥は散布に労力がかかるため敬遠されがちですが、肥料成分だけでなく土づくりにも有用であることを耕種農家に周知するなどして、利用を促すことがこの情勢における畜産分野での課題となるのではないのでしょうか。

なお、生産した堆肥を不特定多数の者に販売する場合は、「特殊肥料生産業者届出書」（肥料取締法第 22 条）及び肥料販売業務開始届出書（同 32 条）を県知事に届け出る必要があります。ぐんま堆肥流通データベースにも登録し、利用したい人が容易にコンタクトをとれる状況を構築しておくことも重要です。

『群馬県堆肥生産所在地マップ（群馬県畜産協会 HP）』

<https://www.chikusankyokai.or.jp/environment/taihi/>



群馬県
**堆肥生産
所在地マップ**

たい肥生産所在地マップ
※各地域をクリックで、生産者情報がご覧いただけます。

堆肥利用者の皆様へ
・たい肥の取扱いについては当事者間の責任で行って下さい

堆肥生産者の皆様へ
・希望のあった農場のみ掲載しています

利根地域
吾妻地域
中部地域
西部地域
東部地域

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233
TEL 027-362-2261 (24時間対応) FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。